

風しんの第5期の定期予防接種 説明書（必ずお読みください）

風しんの抗体検査を受けた結果、「定期接種の対象」と判定された人は、風しんの感染を予防するため、予防接種を受けてください。

【 風しんの第5期の定期予防接種の対象となる抗体価の基準 】

検査方法	抗体価（単位等）	検査方法	抗体価（単位等）
HI 法 (赤血球凝集抑制法)	8 倍以下（希釈倍率）	CLEIA 法 (化学発光酵素免疫法)	20 未満（国際単位（IU）/mL） 又は 11 未満（抗体価）
EIA 法 (酵素免疫法)	6.0 未満（EIA 価）又は 15 未満（国際単位（IU）/mL）	FIA 法 (蛍光免疫測定法)	1.5 未満（抗体価 AI） 又は 15 未満（国際単位（IU）/mL）
ELFA 法 (蛍光酵素免疫法)	25 未満（国際単位（IU）/mL）	CLIA 法 (科学発光免疫測定法)	15 未満（国際単位（IU）/mL）
LTI 法 (ラテックス免疫比濁法)	15 未満（国際単位（IU）/mL）	ICA 法 (イムノクロマト法)	陰性

《風しんとは》

風しんは、発熱及び発疹を主な症状とし、飛まつ（唾液のしぶき）などによってヒトからヒトへ移る感染力の強い感染症です。妊娠初期の女性が風しんに感染すると、胎児にも感染し、先天性風しん症候群（難聴、先天性心疾患、白内障及び網膜症等の障害）になる可能性があります。

また、大人になって感染すると、無症状や軽症のことも多いですが、まれに重篤な合併症を併発することがあります。

《麻しん風しん混合ワクチン接種の有効性》

麻しん風しん混合ワクチンを接種することで、約 95%以上の人々が風しんウイルスに対する免疫を獲得できると言われていています。接種後年数の経過とともに免疫が低下してきた人に対しては、追加のワクチンを受けることで免疫を増強させる効果があります。

《麻しん風しん混合ワクチン接種による副反応》

副反応の主なものは、発熱、発疹です。

非常にまれですが、アナフィラキシー様反応、血小板減少性紫斑病、脳炎及びけいれんなどの副反応が報告されています。

《予防接種を受けることができない人》

- (1) 明らかに発熱のある人（一般的に、体温が 37.5℃以上の場合をいいます。）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

※急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせるのが原則です。

- (3) 麻しん風しんワクチンの成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある人

- (4) 風しん抗体検査の結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を受ける必要がないと認められる人
- (5) その他、予防接種を行うことが不適當な状態であると判断された人

《予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない人》

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患がある人
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状が出たことがある人
- (3) 今までにけいれんを起こしたことがある人
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
- (5) 麻しん風しんワクチン（ニワトリの胚細胞を用いて製造している）の成分に対してアレルギーがあるといわれたことがある人

《予防接種を受けた後の一般的注意事項》

- (1) 予防接種を受けた後は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすことはやめましょう。
- (3) 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、接種部位を清潔に保ち激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

《副反応が起こった場合》

予防接種を受けた後は、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時にほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

接種した部位が痛みや熱をもってひどく腫れたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診察を受けてください。

《予防接種による健康被害救済制度》

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づき、健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等の給付金を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前に、あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのか因果関係を予防接種・感染症医療・法律等各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

〔お問い合わせ〕

加古川市	地域医療課	☎ 079-427-9100
稲美町	健康福祉課	☎ 079-492-9138
播磨町	健康福祉課	☎ 079-435-2611

上記以外の市区町村にお住まいの方は、お住まいの役所・役場にお問い合わせください。